

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年1月23日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第33報）
(原子力安全対策課) … 2

- 令和6年鳥取県消防防災航空隊の活動状況について
(消防防災課) … 11

危機管理部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第33報）

令和7年1月23日
原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は12月17日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、解体保管物の保管エリア設定、管理区域内設備の解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機

（1）営業運転再開

令和6年10月28日に燃料装荷、同年12月7日に原子炉起動、同月23日に発電を開始（発電機並列・再稼働）し、本年1月10日に約13年ぶりに営業運転を再開した。周辺地域として再稼働に初めて向き合うに当たり、安全を厳しく監視・確認する特別な監視体制を取ってきたが、中国電力に対し運転状況の報告を定期的に行うよう求めるとともに、今後も米子市及び境港市と連携し、専門家である原子力安全顧問の意見も交えつつ、安全協定に基づき厳重に安全を監視していく。

（2）特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置

平成28年4月28日に中国電力から、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づく事前報告のあった特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）について、本県は同年6月17日に意見を留保し、原子炉設置変更許可後に改めて回答するとした。

令和6年10月23日に特重施設等が審査に合格（原子炉設置変更許可）したことから、11月21日の原子力安全顧問会議で顧問意見（専門家意見）、同月24日の原子力安全対策合同会議で住民意見、12月13日の原子力安全対策PT会議（コアメンバー）で2市の意見、同月17日の県議会意見を踏まえ、中国電力に回答するとともに、国へ要望を行った。

ア 中国電力への回答（添付1参照）

（ア）日時 令和6年12月19日（木）午後1時35分～午後2時

（イ）出席者 平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長

（ウ）対応者 中国電力株式会社 北野副社長 他

（エ）中国電力の主な回答

- ・本日いただいた意見を真摯に受け止め、市民、県民の皆さまの安全・安心に繋がるよう最大限の努力を継続していく。
- ・改めて文書で回答する。

イ 国への要望（添付2～4参照）

（ア）要望日 令和6年12月25日（水）

（イ）出席者 平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長

（ウ）対応者等

	原子力規制委員会	内閣府（原子力防災）	経済産業省
対応者	片山原子力規制庁長官	中田副大臣	加藤政務官
要望に対する主な発言	<ul style="list-style-type: none"> ・特重施設は今後も審査があり、厳重に対応していきたい。また、住民に分かりやすい説明を行うよう努力を続けていきたい。 ・新規制基準により設置された新しい設備等については、要員がしっかりと使いこなしているか、現地の検査官にしっかりと確認させたい。 ・厳しい財政状況の中、しっかりと放射線監視等交付金の財源を確保したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6補正予算とR7当初予算で、しっかりと対応していきたい。 ・周辺と立地の財源格差については所掌ではないが、個人的には何とかならないかという思いを持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全最優先を大前提で中電を指導していく。また万が一の事故の場合には関係法令に基づいて政府として適切に対応していく。 ・テロ対策については自衛隊、警察等の関係機関と事業者との連携を図り、政府全体でしっかりと対応していきたい。 ・避難道路の整備を含む原子力防災対策については、内閣府や国土交通省等と連携して取り組みたい。 ・地元企業の活用や地域との共生、地域の振興に協力していくよう事業者を指導していく。

(3) 長期施設管理計画（前回報告から変化なし）

認可申請：令和6年7月30日、審査会合：2回

※ 長期施設管理計画は、GX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）による新制度に基づくもので、運転開始30年以降、10年以内ごとに認可が必要である。30年を超えて運転するために認可が必要。

3 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合8回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

【添付資料】

添付1 島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

添付2 原子力規制委員会への要望

「島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望について（通知）」

添付3 内閣府（原子力防災）への要望

「島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望について（通知）」

添付4 経済産業省への要望

「島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望について（通知）」

(添付1)

第 202400233956 号
防起第 1798 号 - 1
発境防第 1767 号
令和 6 年 1 月 19 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）について、平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 90 号、同第 91 号及び同第 92 号で報告のあったこのことについては、下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）として、地域住民の安全を確保するため厳正に監視及び確認を続けることとし、万が一の時は緊急停止を求めることも辞さず、今後とも専門家の意見を踏まえ安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくこととしますので、貴社におかれては、島根原子力発電所 2 号機について、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、鳥取県等の意見等に則り、十全の安全対策を遺漏なく完遂されますよう要求します。

記

- 1 原子力規制委員会が今後行う設計及び工事計画認可、保安規定、原子力規制検査等の所要の法令上の一連の手続きに真摯に対応し、その状況について、鳥取県等に対して分かりやすく迅速かつ丁寧に説明するとともに、地域住民に対して説明責任を十分に果たし理解を得ること。
- 2 特重施設等の設置については、安全対策をさらに向上させる観点から、5 年間の経過措置期間にかかわらず速やかな設置を求める。その間、重大事故等対処設備で代替する場合に備えての手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練の実施に努め、信頼性の向上を図ること。

- 3 特重施設等の設置工事に際しては、安全を第一義として、事故防止に努めること。また特重施設等に関する情報については、対策の実効性を確保するため厳重に管理を行うこと。
- 4 特重施設等の設置については、引き続き必要に応じ安全確保上の意見を述べることとする。また、地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があれば、安全協定に基づき立入調査及び措置要求を行うので、円滑な行使を保証すること。
- 5 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承など組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むとともに、最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。
- 6 テロ攻撃については、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト両面にわたり万全な対策を講じること。テロ攻撃の兆候が察知された場合などにあつては、国の原子炉運転停止命令に従うとともに、緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 7 島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、米子市及び境港市の人的資源及び企業の活用を図ること。
- 8 鳥取県等が行う原子力防災対策は相当な規模で長期にわたるものであり、誠意をもってこれに協力するとともに、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、立地自治体と同様の財源負担を鳥取県等に行うこと。

(添付2)

第 202400233957 号
防起第 1800 号 - 1
発境防第 1768 号
令和 6 年 1 月 25 日

原子力規制委員長 山中 伸介 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望
について (通知)

島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3 系統目) (以下「特重施設等」という。) の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

ついては、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 特重施設等については、設計及び工事計画認可、保安規定、使用前事業者検査等所要の法令上の手続きについて厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 特重施設等について、経過措置期間内の設置を遵守するよう原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 3 特重施設等の設置工事に係る安全を第一義とした事故防止及び特重施設等に関する情報の厳重な管理について原子力規制検査等で確認すること。
- 4 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策 (新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。) も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確

立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと、また、最新の知見を安全上の対策に反映していることを原子力規制検査等で確認すること。

- 5 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
- 6 立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があり、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。

(添付3)

第 202400233957 号
防起第 1799号 - 1
発境防第 1768号
令和 6年 12月 25日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
浅尾 慶一郎 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望
について（通知）

島根原子力発電所 2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があること、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

(添付4)

第 202400233957 号
防起第 1801号 - 1
発境防第 1768号
令和 6年 12月 25日

経済産業大臣 武藤 容治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る
要望について (通知)

島根原子力発電所 2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3系統目) (以下「特重施設等」という。) の安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 特重施設等を速やかに設置するように原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 2 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
- 3 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。

- 4 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 6 島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 7 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、本県地元の人的資源及び企業の活用を検討するよう指導すること。

令和6年鳥取県消防防災航空隊の活動状況について

令和7年1月23日
消 防 防 災 課

消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプター「だいせん」が持つ高速性・機動性を活用し、迅速で効果的な救急・救助・消火活動等を行うことにより、県民の安全・安心を確保している。

【消防防災ヘリコプター「だいせん」の概要】

型式	アグスタ式AW139型（イタリア製）	平成27年12月運航開始
性能等	エンジン出力：3,358馬力 最大搭乗者数：17名（操縦士を含む）	最高速度：305km/h 航続距離：約740km
主な装備品	救助用ホイス装置、可視・赤外線一体型カメラ、ヘリテレ電送装置、消火用タンク及びバケツ、救急用ストレッチャー、機外拡声器、サーチライト など	

1 消防防災航空隊の活動

県は、消防組織法に基づいて航空消防隊を設置し、ヘリコプターによる市町村の消防支援を行っている。

- ① 隊員は各消防局から派遣された8名（うち3名は救急救命士）で構成。各消防局等からの要請を受け、救急・救助・消火等の活動を実施した。
- ② ヘリコプターの運航は、朝日航洋(株)に委託。（令和4年から二人操縦士体制に移行）
- ③ 日々の訓練・研鑽と関係機関との連携等により、活動の質や安全性の向上に取り組んでいる。
 - ・ 防災ヘリの活動は、山岳遭難や水難事故等に対しホバリング状態で空から救助を行う、高難度で危険を伴う活動であり、安全運航を第一に心がけながら日々訓練を重ね、令和6年は93件の緊急事案に無事故で対応した。
 - ・ 令和6年能登半島地震において、消防庁長官からの出動指示を受け、緊急消防援助隊の航空指揮支援隊として石川県の小松空港に出動し、ヘリベースで各県航空部隊活動の支援を行うことにより、被災地における孤立集落住民の救助や物資輸送等に貢献した。
 - ・ 能登半島地震における課題を踏まえ、本県で大規模災害が発生した際に速やかな航空救助活動が行えるよう、地域防災計画を見直して災害対応機が優先的に鳥取空港を利用できる体制とするとともに、多数のヘリコプターが円滑に活動できるよう駐機スポットの確保や利用に関するルールを策定した。
 - ・ 訓練時・緊急出動時を問わず、活動前の打合せや事後の振り返りを徹底し、安全かつ効率的な運航のための課題を全員で共有。また、教育訓練の質の維持向上と安全管理の徹底のため、教育訓練基本計画等を大幅に見直し、訓練の内容や成果等について隊全体で共通認識を持てるようにした。

2 消防防災ヘリコプターの運航件数（令和6年）

区分		R 6	R 5	主な活動内容
緊急運航	災害応急対策	0	4	
	火災防御	5	3	4月2日 江府町内で発生した林野火災の消火
	救急	38	42	6月17日 三朝町で伐採木の下敷きになった意識不明者の救急搬送 8月12日 鳥取自動車道における交通事故被害者の救急搬送
	救助	29	28	4月10日 大山キリン峠の急斜面で動けなくなった登山者の救助 8月15日 鳥取市の湖山池でカヌーの転覆による水難者の救助
	その他(*)	8	-	8月26日 緊急対応が必要な患者の転院搬送後の医師の帰院搬送
	応援協定による運航	13	4	6月12日 岡山県の要請により上蒜山で歩行不能の登山者救助
緊急運航 計		93	81	
通常運航	消防防災訓練	19	20	年間 県内消防本部ほか関係機関との合同訓練
	自隊訓練	120	87	年間 救助・救急・消火訓練、ヘリテレ伝送訓練ほか
	一般行政	4	6	年間 海岸・河川・道路・森林の現況調査ほか
	その他	19	31	年間 機体整備点検後のテストフライト他
通常運航 計		162	144	
合計		255	225	

*)集計方法の変更

【運航休止の状況】以下の事由により運航休止が147日あった。〔令和5年：187日運航休止〕

- ・耐空検査(自動車の車検に相当するもの)等整備によるもの(137日)
- ・飛行時間に応じた定期点検等によるもの(6日)
- ・その他、機体の不具合等に係る部品交換・修繕によるもの(4日)

※運航休止中に防災ヘリの出動要請があった場合は、相互応援協定により他県防災ヘリが対応

【活動状況】



〔令和6年能登半島地震で他県防災ヘリと連携し被災地支援〕



〔とっとり防災フェスタ2024訓練〕



〔救急救命士資格を持つ隊員が意識不明者をヘリに収容〕



〔大山登山中に転倒して歩行不能となった要救助者をヘリで救助〕